

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第21条に基づく

女性の職業選択に資する情報の公表について

令和2年7月31日

内閣法制局

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）第21条に基づき、女性の職業選択に資する情報について、以下のとおり公表します。

1. 採用した職員に占める女性職員の割合

(1) 令和元年度

区分	男性割合	女性割合
常勤職員	50%	50%
期間業務職員※	25.0%	75.0%

※ 相当の期間任用される職員を就けるべき官職以外の官職である非常勤官職であって、1会計年度内に限って臨時的に置かれるものに就けるために任用される職員をいう。

(2) 令和2年度（令和2年7月1日現在）

区分	男性割合	女性割合
常勤職員	100%	0%
期間業務職員	33.3%	66.7%

2. 職員に占める女性職員の割合（令和2年3月31日現在）

区分	女性割合
常勤職員	20.5%
期間業務職員	75.0%

3. 各役職段階の職員の女性割合（令和2年3月31日現在）

役職段階	女性割合
本省課室長相当職	0.0%
本省課長補佐相当職	30.0%
本省係長相当職	42.1%

4. 職員の継続勤務年数の男女の差異（令和2年3月31日現在）

区分	男性	女性
常勤職員	21.9年	14.3年

5. 男女別の育児休業取得率（令和元年度）

区分	男性割合	女性割合
常勤職員	100%	100%

（注）令和元年度中に新たに育児休業が取得可能となった職員数に対する同年度中に育児休業を取得した職員数の割合



6. 男性職員の配偶者出産休暇及び育児参加のための休暇の合計5日以上の取得率（令和元年度）

	取得率	合計5日以上取得率
配偶者出産休暇	100%	100%
育児参加のための休暇	100%	